

定 款

太 陽 化 学 株 式 会 社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、太陽化学株式会社と称し、英文では、T A I Y O
K A G A K U C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の各製品、その原材料、副産物及び関連製品の製造、加工、
応用、販売及び輸出入
 - イ．食品、食品原料、食品素材、食品添加物、飲料
 - ロ．医薬品、医薬部外品、化粧品、医薬用機械器具
 - ハ．試薬類、工業薬品
 - ニ．農薬、肥料、飼料、飼料添加物
 - ホ．無機化学工業製品、有機化学工業製品
- (2) 産業用電気機械器具、産業用ロボット、食料品加工機械、及び
それに関連する機械器具、装置の製造、販売、修理並びに設置工事
- (3) 料理旅館、ホテル、食堂、遊園地、スポーツ施設、駐車場の経営
- (4) 不動産売買及び賃貸並びに有価証券投資運用
- (5) 損害保険代理業及び生命保険募集業
- (6) 電気通信、放送、情報処理システム、情報処理機械器具の販売
及び代理仲介業務
- (7) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を三重県四日市市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 9,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備

置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱及び手数料等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。

(招集地)

第 14 条 当会社の株主総会の招集地は、三重県四日市市とする。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 16 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 当会社の株主又は法定代理人は、当会社の議決権を有する他の

- 株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当
会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

- 第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他
法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

- 第 20 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容で
ある情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるも
のの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求
した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数及び選任方法)

- 第 21 条 当社の取締役は20名以内とし、株主総会で選任する。
2. 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる
株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権
の過半数をもって行う。
3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度
のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 当社の取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役
副会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、
常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 24 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取

取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数及び選任方法)

- 第 31 条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。
2. 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 32 条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第 33 条 当会社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集権者及び議長)

- 第 34 条 当会社の監査役会は、各監査役が招集し、招集者が議長となる。

(監査役会の招集通知)

- 第 35 条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。
- ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第 36 条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 当会社の監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 41 条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 42 条 当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当の決定機関)

第 44 条 当会社は、剰余金の処分の額及び剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

2. 前項に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めない。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2. 受領遅滞の前項配当金に対しては利息をつけない。

(2022年6月22日 改訂)